

## (別添2)

事務連絡

令和4年2月7日

各 都道府県  
市区町村

{	保育主管部（局）	}	御中
	地域子ども・子育て支援事業主管部（局）		
	民生主管部（局）		
	認可外保育施設主管部（局）		

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化対策総合対策室  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

### 保育所、放課後児童クラブ等の職員へのワクチン追加接種について

目下、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めながら、保育提供を始めとする児童福祉サービスの維持に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般のオミクロン株による感染拡大により、保育所等においても児童や職員の感染者数が増加するとともに、それに伴い臨時休園する保育所数も増加しているところですが、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの追加接種（以下「3回目接種」という。）については、発症予防効果の回復等が示唆されていることから、地域の保育提供、児童福祉サービス機能の維持のためにも、希望する保育所、放課後児童クラブ等の職員に対して可能な限り速やかに実施することが重要であると考えています。

保育所については、令和4年2月2日付けの事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる関連事務連絡（濃厚接触者の待機解除、抗原定性検査キットの発注、追加接種における優先接種）の周知について」において周知している「追加接種の速やかな実施について（その2）」（令和4年1月31日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）（別添）において、予約枠に空きのある自治体においては、2回目接種から6か月以上が経過した一般対象者についても3回目接種の前倒しを行っていただきたいこと、その際、一部自治体の取組例も参考としつつ、自治体の判断で社会機能を維持するために必要な事業の従業者等に優先的に接種を行うことを検討していただきたいこと、社会機能を維持するために必要な事業として、保育事業等が含まれていること等についてお示しをしているところです。

こうした中、本日、内閣総理大臣から厚生労働大臣に対し、保育所や学校での感染が拡大している実態を踏まえ、保育士などの職員に対し、積極的に3回目接種を促進することを働きかけるよう指示があったところです。

子どもの感染が増えていることに鑑みれば、保育所の職員だけでなく、子どもに接する施設・事業等の職員である、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育事業及び延長保育事業の職員、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブ及び児童厚生施設の職員、児童養護施設等の社会的養育関係施設・事業の職員並びに認可外保育施設の職員についても、同様に積極的な3回目接種の促進の対象としていただきたいと考えています。

貴課におかれましては、保育所、放課後児童クラブ等の職員の追加接種が迅速かつ円滑に進められるよう、以下の点にも留意しつつ、市区町村内の3回目接種の担当と連携し、接種を希望する保育所、放課後児童クラブ等の職員が早期に接種することができるよう尽力していただくとともに、必要に応じ、各都道府県等の衛生主管部（局）等の関係者との間で適切な調整・連携を図っていただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、厚生労働省健康局健康課予防接種室とも協議の上で発出している点申し添えます。

## 記

- 積極的な3回目接種の対象は、保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育事業及び延長保育事業の職員、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブ及び児童厚生施設の職員、児童養護施設等の社会的養育関係施設・事業の職員並びに認可外保育施設の職員（以下「保育所、放課後児童クラブ等の職員」という。）とすること。
  
- 3回目接種の予約枠に空きがある場合については、一般対象者についても、①2回目接種を完了した日から6か月以上経過②18歳以上③日本国内で初回接種（1回目・2回目接種をいう。以下同じ。）又は初回接種に相当する接種（※）を完了という3つの要件を満たせば接種することができること。保育所、放課後児童クラブ等の職員は、自治体の判断で、社会機能を維持するために必要な事業の従業者等として優先的に接種を行うことを検討する対象に該当し得ること。
  - ※ 海外で2回接種、海外在留邦人等向け新型コロナワクチン接種事業で2回接種、在日米軍従業員接種で2回接種、製薬メーカーの治験等で2回接種（ただし、我が国で薬事承認されているファイザー社ワクチン、武田/モデルナ社ワクチン、アストラゼネカ社ワクチンのいずれかを接種している場合に限る。）
  
- 3回目接種に係る接種券を有していない場合であっても、接種を行うことは可能であること。
  - ※ 詳細の運用は「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）及び「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」（令和4年1月27日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）を参照

- 保育所等については、3回目接種のため又は当該接種の副反応により保育所等の職員が出勤できない場合については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて」（令和2年2月25日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）の取扱いを適用し、人員の基準に関し、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で柔軟に取り扱うことができること。

以上

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線4852, 4854)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : [hoikuka@mhlw.go.jp](mailto:hoikuka@mhlw.go.jp)

(利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブ、児童厚生施設について)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線4965, 4966)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : [kosodateshien@mhlw.go.jp](mailto:kosodateshien@mhlw.go.jp)  
[clubsenmon@mhlw.go.jp](mailto:clubsenmon@mhlw.go.jp)

(児童養護施設等の社会的養育関係施設・事業について)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

TEL : 03-5253-1111 (内線4867, 4868)

FAX : 03-3595-2663

E-mail : [kateihukushi@mhlw.go.jp](mailto:kateihukushi@mhlw.go.jp)

(認可外保育施設について)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線) 4838

FAX : 03-3595-2313

E-mail : [ninkagaihoiku@mhlw.go.jp](mailto:ninkagaihoiku@mhlw.go.jp)